

令和6年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名：ヨーロッパ政治史

持込み等：不可

以下の問い合わせに答えなさい。

- (1) 両大戦間期のヨーロッパ政治に関する特徴について、第一次世界大戦の影響を踏まえたうえで論じなさい。（50点）
- (2) あなたが研究対象としたい国または地域における、第二次世界大戦後の出来事を一つ選び、その政治史的意義を論じなさい。（50点）

令和 6 年度 北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 憲 法

持込み等： 判例のない法令集（1冊）

下記の 2 題に解答しなさい（各50点）。

問 1

民間の団体と、その団体の構成員との間の紛争について、憲法上の人権はどのような関わりを有するか（あるいは有しないか）。関連する判例にも言及しながら論じなさい。

問 2

日本国憲法の違憲審査制は司法裁判所型の付隨的審査制であり、事件の解決にとって必要な場合以外は憲法判断を行わないという「必要性の原則」に基づいて、違憲審査権は抑制的に行使されるべきだと説明されることがある。ところが、最高裁判所の判例には、このような「必要性の原則」とは異なる考え方をとるかに見えるものがある。そのような判例を複数挙げて、事案の概要と判旨を説明し、憲法の観点から論じなさい。

令和6年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第1次）問題

試験科目名： 西洋政治思想史

持込み等： 不可

[1] 西洋政治思想史において、主権(souveraineté)と自然権(jus naturel)の概念はそれぞれいかに成立したか、また両概念はいかに総合されたか、代表的思想家を挙げて説明しなさい（50点）。

[2] 西洋政治思想史において、二〇世紀の全体主義体制(totalitarianism)の特徴はいかに論じられたか、また全体主義体制はどんな思想に由来すると批判されたか、代表的思想家を挙げて説明しなさい（50点）。

令和 6 年度 北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 行政法

持込み等： 判例のない法令集（1 冊）

問 1 いわゆる「行政規則の外部法化」について、具体的な判例に言及しながら論じなさい。その際、不合理、審査基準という二つの用語を使用すること。（50 点）

問 2 Xはマンション建設のため建築確認の申請をしたところ、Y市の建築主事は、Xに対し「申請書を出しても給水契約が締結されることはない」と口頭で述べるとともに、付近住民と話合った上で建築計画を変更するよう指導し、申請書を受け付けなかった。今回の建築主事の処理は、一定の規模以上の建築計画に対しては給水契約を締結しないことがあると規定する「Y市宅地開発指導要綱」に基づくものであった。

Xは当初同指導に協力し、付近住民との間に10数回の話し合いをもつたが解決に至らなかつたため、これ以上マンション建設を延期することはできないとし、同指導にもはや協力できないとの意思を示した。そこで建築主事はようやく申請書を受理したが、なお付近住民との話し合いを進めるよう指導を継続し、建築確認を留保し続けている。

XはY市の建築主事による一連の対応に対し、どのような裁判上の訴えを提起し、また本案でどのような主張をすることが考えられるか述べなさい。（50 点）

令和 6 年度 北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 政治学

持込み等： 不可

以下の問いに答えなさい。

- 1 今日の自由民主主義諸国 の政治に見られる「分断」「分極化」について、その現状と、それが生じた原因を、諸国の事例をあげつつ説明しなさい。(50 点)
- 2 「自由民主主義」の思想・実践と、「ナショナリズム」の関係は、19世紀から今日まで、どのように推移してきたか。具体的な例をあげつつ、説明しなさい。(50 点)

令和 6 年度 北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 刑法

持込み等： 判例のない法令集

第 1 問（50 点）

いわゆる「自招侵害」について、①刑法総論上、何が問題とされているかを明らかにした上で、②近時の判例・学説の動向を説明し、③自説及びその根拠ならびに反対説への批判を詳述しなさい。

第 2 問（50 点）

Xは多額の借金があったため、自己名義では金融機関から借り入れができない状況にあった。そこでXは、自己の運転免許証を改ざんして他人になりますまし、A消費者金融会社B支店で借金することを思いついた。

某日、Xは、パソコンを用いて、架空人であるYの氏名、虚偽の住所及び生年月日を入力して紙に印字し、その紙を切り取って自己の運転免許証の氏名、住所及び生年月日欄に貼付した。その結果、当該運転免許証は、手に取ってみれば紙が貼付されていることがすぐにわかるものの、イメージスキャナー（画像読み取り機）にかざした場合は、紙の貼付がわからない状態となった。

翌日、Xは、上記運転免許証を持参し、さらに文具店でYの姓の印鑑を購入した上で、A消費者金融会社B支店に赴き、無人自動契約機コーナーで、借入申込書にYの氏名、住所及び生年月日を記入してYの印を押した。そして、借入申込書と運転免許証を無人自動契約受付機のイメージスキャナーで読み取らせ、これらの画像を、同スキャナーと回線で接続されたA社の本社に設置されているディスプレイに表示させた。A社の本社に勤務する係員Cは、ディスプレイに表示された運転免許証の画像を見て、その写真部分と無人自動契約受付機に設置されたモニターカメラを通して送られてくるXの顔が同一か否か、借入申込書の記入事項に間違いはないかなどを確認した。Cは、格別不審な点は発見されなかったため、上記運転免許証が真正なものであると認識して画像データ

をコンピューターに保存した。さらにCは、貸出限度額を50万円とするY名義のキャッシングカードを発行してオンラインを通じてXに交付した。Xは、ただちにこのキャッシングカードをB支店の店舗内の現金自動支払機に挿入し、現金50万円を引き出してカバンに入れて立ち去った。

Xの罪責について論じなさい（ただし、建造物侵入罪及び特別法違反の点は除く）。

（以上）

令和 6 年度 北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験（第 1 次）問題

試験科目名： 日本政治史

持込み等： 不可

以下の文章を読み、問い合わせに答えなさい。2問とも必ず回答すること。

問 1 日本政治史を長期的に振り返ったとき、第3党は政党システムの変化にどのような役割を果たしてきたといえるでしょうか。できるだけ多くの政党の事例を挙げつつ自由に論じなさい。

(50点)

問 2 1930年代の日本政治史に関しては、1932年5月15日に政党政治や政党内閣制が完全に崩壊したわけではないという議論が、有力な学説の一つになっています。それらの議論ではなぜそのように主張できるのか、具体的な先行研究を複数紹介しつつ説明しなさい。

(なお、この主張に賛同している必要はないですし、十分に咀嚼・紹介した限りにおいて反論の提示も歓迎します)

(50点)